

3. 要件と対象となる経費は？

事業名	地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成事業		地域の茶の間支援事業
開催頻度	①月1回	②月2回以上	③週1回以上
申請要件			
参加人数	概ね10名以上		高齢者が概ね10名以上
参加対象	子どもや高齢者、障がい者等、対象者を限定せずにだれでも自由に参加可能		
その他	事業(移行)計画書の提出 ※助成は3年以内		
運営経費(案)			
月額上限	2,500円	5,000円	20,000円
講師謝礼	○	○	○
消耗品	○	○	○
印刷代	○	○	○
光熱水費	○	○	○
ボランティア保険	○	○	○
通信費	○	○	○
会場費・家賃	○	○	○
お茶・茶菓子・食材料費等	○	○	×
初期費用(案)			
初年度のみ(1回限り)			200,000円
消耗品費			○
印刷代			○
備品購入費			○
不動産の修繕・改築			×

平成29年4月より

「地域の茶の間」の助成を見直します！

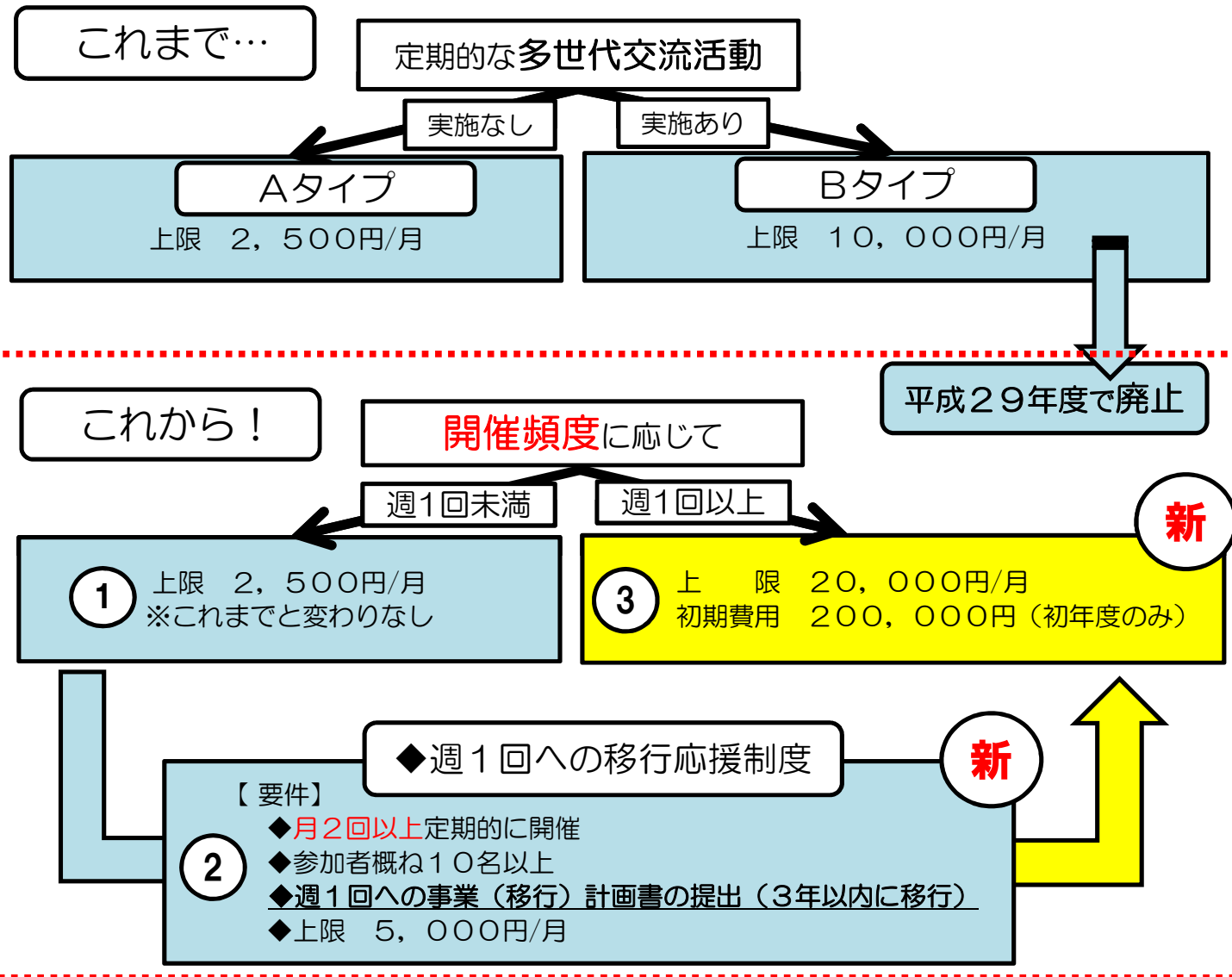


1. なぜ見直したの？

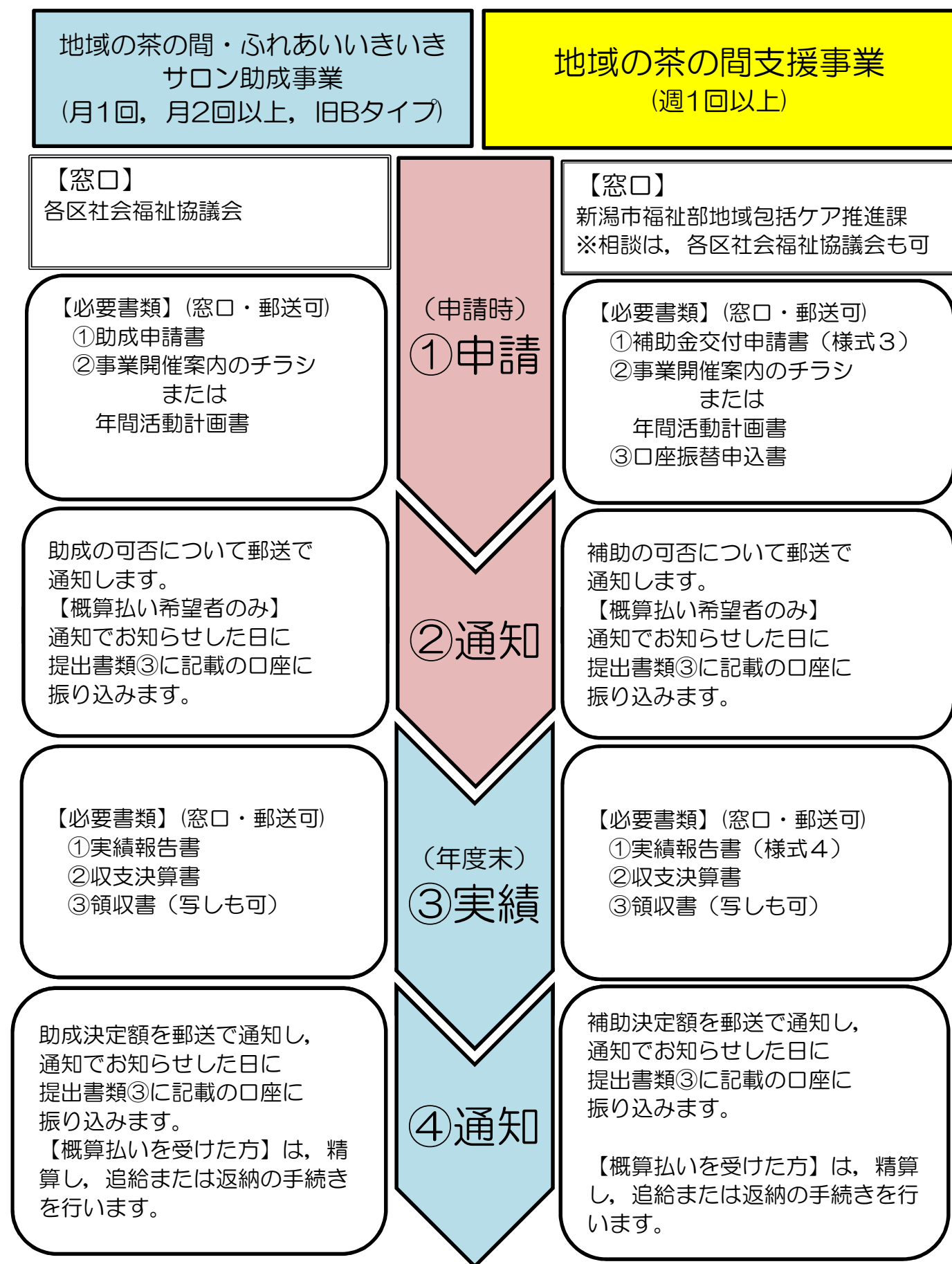
地域のみなさまによる「地域の茶の間」は、新潟市内で約500箇所となりました。「地域の茶の間」を通じ、自然と新たな人と人とのつながりや隣近所同士の助け合いの気持ちが生まれてきていることと思います。

この素晴らしい取り組みがより広がるよう、開催頻度に応じた制度に見直しを行い、みなさまの運営を支援します。

2. どう変わるの？(金額は"案")



4. 申請手続きの流れ



5. よくあるご質問

Q.空き家活用地域交流活動補助金はどうなりますか？

A.平成28年度末で廃止します。

平成29年度から新設する「地域の茶の間支援事業(週1回以上)」において, 従前相当の補助を実施することになります。

Q.年度途中に開催頻度を変更する場合はどうすればよいですか？

A.申請区分が変わる場合, 再度申請が必要になります。

詳しくは, 下記のお問い合わせ先にご相談ください。

Q.なぜ「地域の茶の間支援事業」では食糧費は対象とならないのですか？

A.介護保険事業の枠組みで実施する事業であり, 国の通知により, 食糧費への補助は認められていないためです。

Q.開催回数を増やしてみたいのですが, どこに相談すればよいですか？

A.お近くの区社会福祉協議会または新潟市地域包括ケア推進課にご相談ください。

新潟市では, 住民のみなさまが主体となる支え合いの地域づくりを推進するため, 「支え合いのしくみづくり推進員」を配置しています。
地域包括ケアシステムの制度などで分からないことがございましたら, ぜひご相談ください。

6. お問い合わせ先

北 区 社会福祉協議会	・ 025-386-2778	東 区 社会福祉協議会	・ 025-272-7721
中央区 社会福祉協議会	・ 025-210-8720	江南区 社会福祉協議会	・ 025-250-7743
秋葉区 社会福祉協議会	・ 0250-24-8376	南 区 社会福祉協議会	・ 025-373-3223
西 区 社会福祉協議会	・ 025-211-1630	西蒲区 社会福祉協議会	・ 0256-73-3356
新潟市福祉部 地域包括ケア推進課		・ 025-226-1281	



ご相談などございましたら,
お気軽にお問い合わせください!

